

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第3四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
愛知県医師会	指導医研修会受講料	120,000	—	12/12	—	特社	都道府県所管
医療研修推進財団	医師臨床研修マッチング手数料	715,300	—	10/26、10/29、11/1、 11/2、11/6、11/15、 11/30、12/28 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
	講習会参加費	59,000	—	10/1	—		
愛媛県総合保健協会	病院・宿舍簡易専用水道検査	110,250	—	12/28	—	特財	県所管
岡山県病院協会	年会費	78,000	18,000	5/29、6/15 複数施設から支出	病院運営にあたり、会員に提供される医療の質向上等を 目的とした情報および各種運営支援が必要であるため。	特社	都道府県所管
	岡山県病院協会設立五十周年記念 式典参加費	13,700	—	11/9	—		
神奈川県病院協会	後期会費	326,400	163,200	12/4、12/20 ※複数施設から支出	病院運営にあたり、会員に提供される医療の質向上等を 目的とした情報および各種運営支援が必要であるため。	公社	国所管
原子力安全技術センター	講習会受講料	25,000	—	5/30、10/29、11/28 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
	施設検査手数料	254,900	—	12/17	—		
国際耳鼻咽喉科学振興会	学術集会助成金	100,000	—	11/28	—	公財	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第3四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
静岡県病院協会	講習会参加料	54,000	—	10/30、10/31、12/28	—	特社	都道府県所管
瀬戸旭医師会	会費	332,837	332,837	11/30、12/28	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
千葉県医師会	年会費	258,000	258,000	9/19	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
名古屋市医師会	会費	397,800	397,800	10/16、11/20	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
新潟県医師会	会費	158,000	158,000	5/8、10/22	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
日本医療機能評価機構	病院機能評価審査・評価・登録料	1,050,000	—	10/25、11/14 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
	セミナー参加費	30,000	—	11/26、12/11 ※複数施設から支出	—		
日本医師会	臨床検査精度管理参加費	55,000	—	10/1	—	特社	国所管
日本医学放射線学会	放射線科専門医研修施設認定更新料	100,000	—	11/29、12/6、12/7、 12/11、12/17、12/19、 12/21 ※複数施設から支出	—	公社	国所管
日本消防設備安全センター	自衛消防業務講習受講料	111,000	—	12/25	—	特財	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第3四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
日本透析医学会	年会費	30,000	30,000	11/30	当会は人工透析療法の調査研究及び医療従事者への教育及び研修を行っており、人工透析療法の向上を図り、質の高い医療の提供を実施するために必要であるため。	特社	国所管
日本病院会	講習受講料	60,000	—	11/15	—	特社	国所管
日本ボイラ協会	ボイラ性能検査料	166,215	—	10/1、11/5、12/17 ※複数施設から支出	—	特社	国所管
日本中毒情報センター	中毒情報利用料	6,000	—	10/1、11/7、12/28 ※複数施設から支出	—	公財	国所管
浜松医師会	会費	273,000	273,000	6/6、10/9	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
兵庫県医師会	年会費	167,000	167,000	8/10、12/10	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	兵庫県所管
福島県病院協会	研修会参加費	9,000	—	10/24、12/4	—	特社	都道府県所管
	会費(平成24年度年会費)	150,000	150,000	10/31	福島県の病院医療向上・県民福祉の増進に行うに当たり、病院相互の医療連携に必要であるため。		
ボイラ・クレーン安全協会	圧力容器等性能検査料	448,350	—	10/5、10/31、12/7、 12/10、12/28 ※複数施設から支出	—	公社	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報公開(平成24年度第3四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
宮城県腎臓協会	会費	50,000	50,000	7/9	会員に提供される腎・高血圧・内分泌の情報が必要であるため。	特財	都道府県所管
	学術総会開催に伴う賛助金	100,000	—	10/22	—		
八代市医師会	八代市医師会費(月会費)	75,000	75,000	10/1、11/5、12/3	病院運営において、会員へ提供される医療情報や地域医療機関との連携が必要であるため。	特社	都道府県所管
横浜市防火防災協会	自衛消防業務新規講習会受講料	140,000	—	11/19、11/28、12/5	—	公社	都道府県所管

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団、財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。